

県内市の市直営類似制度一覧（政令市は除く）

市町村名	助成制度	予算額 (千円)	補助上限	補助率上限	回数	事業費以外の補助	返還金	会員への 賞金・謝礼	臨時雇い賞金	謝金	会員への旅費
横須賀市	市民協働推進補助制度	2,310	50万円	80%	通算3年度	記載なし	記載なし	×	記載なし	外部講師・指導者への謝礼金など	事業実施場所までの交通費などは○ 経常的な交通費は×
平塚市	公益信託ひらつか市民活動ファンドによる助成	市直営ではない									
鎌倉市	NPO法人による助成制度「NPO支援かまくらファンド」	市直営ではない									
藤沢市	公益的市民活動助成事業費 ※運営基盤に対する補助であり、事業費補助とは異なる。	2,000	一般の団体 30万円 若者を中心とする団体 15万円	一般の団体50% 若者を中心とする団体90%	2回まで	人的基盤、財政基盤、情報基盤など運営基盤	途中で活動の目的や活動内容を大きく変えて補助金を充てることはできない。場合によっては、補助金を返還	記載なし	記載なし	経理や労務管理などの質を高めるために必要となる専門家の助言に対する謝金	記載なし
小田原市	市民活動応援補助金	2,000	スタートアップコース 10万円 ステップアップコースプランA 20万円 ステップアップコースプランB 30万円	なし 70% 50%	1回まで ステップアップコースプランA、B 3回まで	記載なし	額が申請書に基づき交付した補助金額より少ない場合は、その差額を速やかに返還	×	記載なし	講師	記載なし
逗子市	市民活動支援補助金	1,200	ステップ1 5万円 ステップ2 20万円	第二年度に上限額の1/2、第三年度に上限額の1/4まで 経費の2分の1以内	最大で3年間 最大で3年間	記載なし	記載なし	×	○	外部講師や指導者への謝礼金、外部協力者等へのお礼	対象事業に必要な調査のための研修旅費
三浦市	制度なし										
秦野市	市民活動サポート事業（はだの市民活動団体連絡協議会との協働事業）※市から30万 協議会から10万 合計40万円助成	300	10万円以内	なし	制限なし（連続支援は2回まで）	記載なし	提出書類等の内容に虚偽があった場合や決算額が支援決定額を下回った場合、支援金の全部又は一部を返還	○（市が主催ではないため、申請しやすいように規定は設けていない。ただし、過去に実績はない。）	○（市が主催ではないため、申請しやすいように規定は設けていない。）	講師等謝礼	○（市が主催ではないため、申請しやすいように規定は設けていない。）
厚木市	市民活動推進補助金	600	10万円	2分の1	最大で3年間	報償費、需用費、使用料及び賃借料	申請内容と大きく異なる場合や、申請額に満たなかった場合は、返金あり。	×	報償費に該当すれば可能	講演会、研修会等の講師等への謝礼、調査・研究等に係る報償費等	×
伊勢原市	制度なし										
大和市	市民活動推進補助金	1,000	めばえ 5万円 はぐくみ 20万円	— 全体事業費（現金支出額＋無償労力を換算した）×2分の1	1申請者につき1回まで 1事業につき1回まで	団体補助 事業補助	記載なし	○（ボランティアによる労力の提供を金銭換算して全体の事業費に加えることができる。これを「インカインド」といい、現金収支だけでは分からない市民活動の事業規模を表す指標となる。）	○	ボランティアへの謝金、講師への謝金（外部の講師に限る）	○
座間市	制度なし										
海老名市	市民活動推進補助金	1,800	入門編 上限10万円 発展編 上限30万円	—	1回のみ 3回まで	記載なし	○（規則上あり）	×	記載なし	外部講師・指導者・協力者への謝礼等	○ ただし、事務所までの交通費×
南足柄市	公益的市民活動助成金の交付	650	初期コース 10万円 育成コース 5万円 継続コース 5万円	— — 50%以内の額	1活動1回限り 1活動2回まで 1活動3回まで	市民を対象とした公益的な市民活動事業	助成金に残余が発生した場合は返還	×	○	講師謝礼	記載なし
綾瀬市	市民活動応援補助金（きらめき補助金）の交付	2,000	いぶき 10万円 はぐくみ 20万円 はばたき	10万円 20万円 50万円	1団体1回まで 1事業につき3回まで 1事業につき5回まで（2団体以上で事業を実施）	記載なし	交付した補助金に残額が生じた場合や不適切な事業の執行が認められる場合は、補助金の一部又は全部を返還 ・申請書類及び公開プレゼンテーションで説明した内容と異なる事業を実施した場合 ・計画した事業を全く実施できなかった場合 ・事業の一部が申請書類及び公開プレゼンテーションで説明した内容と異なる場合 ・計画した事業の一部が特別な理由なく実施できなかった場合 ・計画していた事業費に残額が生じた場合	×	○	外部の講師・指導者、協力者等へのお礼	×